

電気通信大学特別研究室設置要項

平成16年 4月 1日

(趣旨)

第1条 電気通信大学(以下「本学」という。)の教育研究の高度化・多様化に資するとともに、教育研究活動の活性化及び本学の将来への戦略的な発展を図ることを目的として、特別研究室を置くことができる。

(条件)

第2条 特別研究室は、先端的で国際的に高水準の研究活動を行い、これにより本学における関連分野の研究の進展と人材育成が望まれる場合、又は将来発展する可能性を有する特定の研究分野の研究の推進を図る場合に設置する。

(設置期間)

第3条 特別研究室の設置期間は、5年以内とし、学長が個別に定める。

(設置)

第4条 学長は、特別研究室を設置する必要があると認める場合は、役員会に提案するものとする。

2 特別研究室の設置は、役員会の議を経て、学長が決定する。

(雑則)

第5条 特別研究室の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。